

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成14年5月19日執行熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規程による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

6,238,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	遠山直毅	所属党派	日本共産党	期 間	5月1日から	第1回分
出納責任者	星野一徳				6月2日まで	

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
紺屋本稔	農業	72,000円
吉永春男	運転手	24,000円
岡本慎一郎	無職	72,000円
橋本希久子	無職	72,000円
薄田俊子	無職	72,000円
笹本サエ子	無職	72,000円
薄田千津子	無職	72,000円
吉川加奈子	医療事務員	72,000円
田添喜久代	団体事務員	72,000円

支出

人件費	600,000円
家屋費	46,580円
選挙事務所費	33,300円
集合会場費	13,280円
通信費	
交通費	
印刷費	1,153,320円
広告費	66,000円
文具費	2,450円
食糧費	94,000円
休泊費	
雑費	12,491円

その他の寄附

その他の収入 1,500,000円

今回計	2,100,000円	今回計	1,974,841円
前回計	0円	前回計	0円
総計	2,100,000円	総計	1,974,841円

報告書受理年月日	平成14年6月3日	第1回目
----------	-----------	------

- 備考 1 各候補者の記載の順序は、五十音順とする。
 2 寄附については、寄附者別の寄附額が1万円を超えるものについては「主たる寄附」として個別に記載するものとし、それら以外の寄附は「その他の寄附」としてその総計を何件何円と一括記載するものとする。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成14年5月19日執行熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規程による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6, 238, 900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中村博生	所属党派	無所属	期 間	5月7日から	第 1 回分
出納責任者	元村元範				5月31日まで	

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人 件 費 765, 000円
 家 屋 費 2, 704, 450円
 選挙事務所費 2, 704, 450円
 集合会場費
 通 信 費
 交 通 費
 印 刷 費 997, 320円
 広 告 費 262, 500円
 文 具 費
 食 糧 費 144, 000円
 休 泊 費
 雑 費

その他の寄附

その他の収入 4, 000, 000円

今 回 計	4, 000, 000円	今 回 計	4, 873, 270円
前 回 計	0円	前 回 計	0円
総 計	4, 000, 000円	総 計	4, 873, 270円

報告書受理年月日	平成14年3月27日	第 1 回目
----------	------------	--------

備考 1 各候補者の記載の順序は、五十音順とする。
 2 寄附については、寄付者別の寄附額が1万円を超えるものについては「主たる寄附」として個別に記載するものとし、それら以外の寄附は「その他の寄附」としてその総計を何件何円と一括記載するものとする。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成14年5月19日執行熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規程による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
6,238,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田方初美	所属党派	無所属	期 間	5月1日から	第 1 回分
出納責任者	吉田秋継				5月22日まで	

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費 540,000円 家 屋 費 61,950円 選挙事務所費 61,950円 集合会場費 通 信 費 9,135円 交 通 費 印 刷 費 992,600円 広 告 費 文 具 費 21,571円 食 糧 費 92,928円 休 泊 費 雑 費
その他の寄附			
その他の収入		2,500,000円	
今 回 計		2,500,000円	今 回 計 1,718,184円
前 回 計		0円	前 回 計 0円
総 計		2,500,000円	総 計 1,718,184円

報告書受理年月日	平成14年5月29日	第 1 回目
----------	------------	--------

備考 1 各候補者の記載の順序は、五十音順とする。
 2 寄附については、寄附者別の寄附額が1万円を超えるものについては「主たる寄附」として個別に記載するものとし、それら以外の寄附は「その他の寄附」としてその総計を何件何円と一括記載するものとする。